【規程番号　行法Ⅻ－001】

行吉学園防災管理規程

第１章　総　則

（目 的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園（以下「学園」という。）の施設及び人命を災害から守るため、消防法その他法令に定めるもののほか、学園における防災管理業務について定めるものとする。

（定 義）

第２条　災害とは、火災、風水害、地震災害及びこれに類するものを総称する。

２　消防用設備器具とは、火災報知器、消火器、消火栓、スプリンクラー、排煙設備、誘導灯及び誘導標識その他これに類するものを総称する。

（適用範囲）

第３条　この規程は、学園に勤務し、又は学園の施設に入出を許可されている業者、及び学寮に居住するすべての者に適用する。

第２章　防災管理機構

（防災管理組織）

第４条　各キャンパスに防火・防災管理者及び火元責任者を置き、統括管理者を長とする自衛消防隊を組織して防災活動を行う。

２　必要に応じ、災害対策本部を設置し、事態収拾の諸対策を講ずる。

（防災管理者等の選任）

第５条　管理権限者は理事長とし、防火・防災管理業務のすべてについて責任を持つものとする。

管理権限者は、防火･防災管理者、統括管理者、火元責任者及び危険物保安監督者を選任する。

２　火元責任者は、危険物保安監督者が兼務することができる。

（防火・防災管理者の任務及び権限）

第６条　防火･防災管理者は、消防計画の作成及び実行についてのすべての権限を有し、次のことを行う。

（1）消防計画書の作成及び変更

（2）自衛消防組織に係る事項

（3）防災安全に係る自主検査・点検の実施と監督

（4）消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い

（5）避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理

（6）収容人員の適正管理
（7）教職員・学生等に対する防災教育・訓練の実施
（8）火気の使用、取扱いの指導、監督
（9）収容物等の落下、移動の防止措置
（10）改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
（11）放火防止対策の推進
（12）関係機関との連絡
（13）その他防火・防災上必要な事項

（火元責任者の任務）

第７条　火元責任者は、担当区域内の次の事項を行う。
（1）火気管理に関すること
（2）自主検査チェック表などによる建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること
（3）地震火災の発生要因を踏まえた火気使用設備器具の安全確認に関すること

（危険物保安監督者の任務）

第8条　危険物保安監督者は、担当する施設内における災害を未然に防止するために次のことを行う。
（1）危険物の取扱い管理
（2）危険物取扱い設備の保守、点検管理
（3）危険物取扱い作業の指導監督
（4）火気の使用並びに区域内立入りの制限及び管理
（5）関係監督官庁への報告又は手続に関する事項
（6）その他災害防止に必要な事項

第３章　防火・防災管理委員会

（防火・防災管理委員会の開催）

第9条　防火・防災管理業務の確実な実践を図るため、各キャンパスに防火・防災管理委員会を設ける。

２　防火・防災管理委員会委員長は、会議を春、秋の年２回程度行い、次の場合は臨時に開催するものとする。
（1）　社会的反響の大きい災害が発生したとき
（2）　防火・防災管理者などからの報告、提案により必要と認めたとき

（審議する事項）

第10条　防火・防災管理委員会は、防火・防災業務の効率的な推進を図り、訓練の結果等を踏まえた消防計画の見直し、改善を行うため、次の事項について審議する。
（1）防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
（2）自衛消防組織の運用体制・装備等に関すること。
（3）自衛消防訓練に関すること。

（4）教職員・学生への教育訓練に関すること。
（5）その他防災管理に必要な事項

第４章　防火管理の基本事項

（事前申告事項）

第11条　次に揚げる事項を行おうとする者は、事前に防火・防災管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

（1）指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
（2）各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
（3）催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
（4）危険物の貯蔵取扱い、又は種類、数量等を変更するとき。
（5）建物の工事、改造、改装等を行うとき。
（6）その他防火管理上、事前連絡が必要と思われるとき。

（火気使用制限等）

第12条　防火・防災管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

（1）火気使用設備器具等の使用禁止場所又は設置場所の指定
（2）工事中の火気使用の制限及び立会い
（3）火気警報発令時の火気使用禁止又は制限

（設備器具の取り扱い）

第13条　火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

（1）火気使用施設器具は指定された場所以外で使用してはならない。
（2）火気使用施設器具は必ず点検整備した後使用すること。
（3）火気使用施設器具の周囲に可燃物がないことを確認してから使用すること。
（4）火気使用施設器具の使用後は必ず消火点検し、安全を確認すること。

（消火器の設置）

第14条　消火器は目につきやすい場所に設置するものとし、設置場所の変更は防災管理者の指示によるものとする。

（避難通路の確保）

第15条　廊下、階段等避難用通路及び非常口に避難の妨害になる物品を置いてはならない。排煙窓等は非常時に有効に使用できるよう整備しておかなければならない。

（工事中の安全対策）

第16条　防火・防災管理者は工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。また、次に掲げる工事を行うときは、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出るものとする。

（1）建築基準法第７条の６に基づき特定行政庁に仮使用するための申請をしたとき。
（2）改築、模様替え等の工事中の防火対象物で消防用設備等及び避難施設の機能に影響を及ぼすとき。

２　防火・防災管理者は工事部分の防火担当責任者については、各作業グループ別及び作業種別に各現場監督者を指定し、区域内の火気管理、喫煙管理、危険物の管理等それぞれの

場に応じた安全対策を行わせる。

3　防火・防災管理者は工事人に対して次の事項を周知し、遵守させるものとする。

(1) 溶接･溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器などを準備して行うこと。

(2) 工事を行う場合は、指定された場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

(3) 危険物などを持ち込む場合は、その都度、防火・防災管理者に承認を受けること。

(4) 工事部分ごとに指定された防火担当責任者は、工事の状況について、定期的に防火・防災管理者に報告すること。

（通報義務）

第17条　学園教職員が火災を発見した場合は、直ちに消火に努めるとともに、防災管理者及び消防関係機関に連絡通報しなければならない。

（点検整備）

第18条　防火・防災管理者は、担当区域の消防用設備器具等について、別に定める自主検査チェック票に基づき点検検査員を指名して点検検査を実施し、その結果を報告させるものとする。点検検査は、毎年春と秋の２回とする。点検検査の結果、不備のものは速やかに整備しなければならない。

（管　理）

第19条　防火･防災管理者は、消防用設備器具等の点検検査の結果を「防火対象物維持台帳」に記録管理するものとし、点検結果について３年に１回、所轄の消防所長に報告するものとする。

第５章　地震災害防止の基本事項

（防止対策）

第20条　地震の発生に備え、次の整備等を行うものとする。

(1) 建物に付随する窓枠、外壁、屋根等の破損状態を点検し、地震、風水害等による倒壊、落下を未然に防止するように整備を行う。

(2) 書棚、物品棚の転倒、又は陳列物件の落下による被害を防止するため、各室内の配置、格納等を点検し整備する。

(3) 火気使用設備器具の転倒防止、自動消火装置、自動給油停止装置その他の安全装置の作業状態の点検確認を行う。

(4) 危険物の漏洩防止状況の点検確認を行う。

(5) その他防災上必要な措置を行う。

（備品の整備）

第21条　地震災害に備え、次の備品を整えるものとする。

(1) 救急用医薬品及び医療材料

(2) 携帯ラジオ

(3) 携帯用拡声器

(4) 懐中電灯

(5) ヘルメット、軍手等安全用具

（6）その他必要とするもの

（地震発生時の対応）

第22条　地震が発生した場合は、次の行動をとるものとする。

（1）火気を使用しているものは、直ちに使用を停止し消火する。

（2）火元責任者は、担当区域内の暖房用、炊事用、その他の火気使用を直ちに停止し、消火を確認するとともに安全装置を施す。

（3）物陰に伏せ、器物の転倒、落下から身を守る。

（4）統括管理者は、学内の被害状況を把握するとともに地域の被害情報を公的機関から積的に入手し、速やかに教職員に伝達する。

（5）火災が発生した場合は、直ちに自衛消防隊を編成し、あらかじめ定められた任務分担に基づき消火活動を行う。

（6）広域避難場所への避難は、防災機関の避難命令又は統括管理者の指示による。

（安全確認）

第23条　統括管理者は、地震の２次災害を防止するため、各火元責任者を指揮し、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検検査し、破損、変形等の箇所については修繕又は応急措置を行い、全設備器具の安全を確認した後に使用を開始させるものとする。

第６章　その他の災害に対する対応

第24条　教職員等は、毒性物質の発散があった場合、又は発散のおそれを発見した場合は統括管理者に連絡するものとする。

２　統括管理者は、前項の情報を得た場合、原因不明の多数の死傷者等が発生した場合は、自衛消防隊員が周囲の立入禁止措置を行い、学生教職員等を避難させる。

３　統括管理者は、第１項の情報を警察等に連絡し、その指示に従うものとする。

第７章　自衛消防隊の編成

（自衛消防隊の設置）

第25条　災害の発生に備え、各キャンパスに統括管理者を長とする自衛消防隊を組織する。

（自衛消防隊の任務）

第26条　自衛消防隊長は、災害発生時の人命の安全確保を本務とし、併せて災害による学園の損失を最小限にとどめることを任務とする。

（自衛消防隊の活動）

第27条　自衛消防隊は次の活動を行うものとする。

（1）災害発生現場の確認及び通報

（2）初期消火活動

（3）建物内の人員の掌握

（4）避難通路の確保

（5）避難誘導
（6）重要書類の持出し及び警備
（7）救護
（8）消防用設備器具及び避難通路の周知徹底
（9）その他必要とする事項

第８章　避難訓練

（避難訓練の実施）

第28条　防火・防災管理者は、教職員・学生等に対し、火災、地震その他の災害等が発生した場合、迅速かつ的確に所定の行動ができるよう次により訓練を行うものとする。

１　総合訓練
（1）火災総合訓練
（2）地震総合訓練

２　個別訓練
（1）指揮訓練
（2）通報訓練
（3）消火訓練
（4）避難訓練
（5）救出救護訓練
（6）安全防護訓練
（7）消防隊の誘導・情報提供訓練

３　その他の訓練
（1）建物平面図、配置図等を使用した図上訓練
（2）自衛消防隊の編成及び装備の取扱い訓練

第29条　防火・防災管理者は、防災避難訓練の実施に当たり消防関係の指導を要請する場合は、各大学の長の許可を得て行うものとする。

（改廃）

第30条　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成９年４月１日から実施する。

附　則

この規程は、平成21年７月７日から施行する。